

認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱

第1 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)、福島県認定こども園の要件を定める条例(平成18年福島県条例第106号。以下「条例」という。)、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福島県条例第100号。以下「幼保条例」という。)、福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年福島県規則第113号。以下「規則」という。)及び関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 施設設備

条例別表四のコの知事が別に定めるときは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設(法第3条第4項第1号ロに該当する連携施設を除く。)に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。
- (2) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (3) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育機能施設の職員の連携が図られること。

第3 食事の提供

認定こども園における食事の提供については、調理業務について認定こども園が責任をもって行うことができるよう認定こども園内の調理室において、認定こども園の職員により行われることを原則とする。

ただし、小学校の給食センターを活用し食事の提供を行う場合などにおいて、認定こども園が業務上必要な注意を果たしうるような体制及び契約内容により次に掲げる要件を全て満たすときは、3歳以上の子どもに対しては外部搬入により行うことができるものとする。

なお、この場合において、当該認定こども園には、外部搬入方式によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食物アレルギーのある子どもに対して、医師の指示により食品の除去、代替食等を必要とする場合には、可能な限り対応すること。
- (6) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を認定こども園の長が定め、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第4 教育及び保育の内容

1 教育及び保育に関する計画は、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育は、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）、保育所保育指針（保育所の保育の内容に関して厚生労働省の児童の保育に関する事務を所掌する局長が定めるものをいう。）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定めるものをいう。）及び福島県・福島県教育委員会が策定する「福島県幼児教育振興指針」に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験が異なること等の認定こども園の固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 教育及び保育の基本目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(3) 教育及び保育の具体的目標

認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感や人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然等の身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(4) 教育及び保育のねらい及び内容

認定こども園は、(2)に掲げる教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(5) 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(6) 認定こども園としての運営方針等

認定こども園における教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。

(7) 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園においては、次に掲げる事項に留意して、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調

和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(8) 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(9) 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

ウ 子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

エ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

オ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

カ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

キ 楽しく食べる経験及び食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることに配慮すること。

ク 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ケ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

コ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

サ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(10) 小学校との連携

認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を

深めること。

2 条例別表六のエの知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 前項に掲げる(1)から(10)の事項ごとに、計画策定に当たって特に留意した事項及びその具体的取組み
- (2) 前項(7)に留意して策定する教育保育に関する全体的な計画及び年、学期、月、週、日々の指導計画
- (3) 利用する子どもの標準となる一日の活動内容

第5 教育及び保育に従事する者の資質の向上

教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する計画は、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

なお、条例別表七のウの知事が定める事項として、計画策定に当たって特に留意した事項及び当該事項に係る具体的取組みについて計画に記載するものとする。

- 1 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- 2 子どもの教育及び保育に従事する者が、教育及び保育の質の確保及び向上を図るために重要である日々の指導計画の作成や教材準備、研修等に必要な時間を確保できるよう、様々な工夫が行われていること。
- 3 学級担任と保育に従事する職員との相互理解が図られるよう工夫が行われていること。
- 4 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。

その際、これらの研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等が配慮されていること。

- 5 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として教育・保育の提供及び子育て支援の機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

第6 子育て支援事業

認定こども園は、省令第2条各号に定める子育て支援事業を一つ以上実施することとし、次に掲げる事項に留意して計画を策定するものとする。

なお、条例別表八のエの知事が定める事項として、計画策定に当たって特に留意した事項及び当該事項に係る具体的取組みについて計画に記載するものとする。

- 1 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であ

ること。

- 2 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業があるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 3 子どもの教育及び保育に従事する者について、研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくこと。
- 4 地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関などの多様な団体等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を生かしていくこと。
- 5 子育て支援事業の実施に当たっては、地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。この場合、当該認定こども園の所在する市町村と十分な連携を図ること。

第7 管理運営等

管理運営等については、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、幼保条例第6条及び条例別表二に定める職員のほかに1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。
- 2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。また、常に保護者と密接に連絡をとり、教育・保育内容につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。幼保連携型認定こども園（以下「幼保園」という。）以外の認定こども園（以下「一般園」という。）の長は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。
 - (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条又は第21条に規定する要件
 - (2) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）別紙2のⅡの1（2）の（イ）iの（注）の要件
- 3 開示する保育サービスに関する情報の内容は、認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念、教育及び保育のねらい及び内容の概要、開園日数及び時間、入園している子どもの一日の活動内容、利用料、職員配置、学級数、施設設備の概要等とする。
- 4 条例別表九のエの選考の方法が公正であることとは、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障がいのある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることなく選考が行われることである。このため、選考方法として優先度の点数化等を行う場合には、客観的な評価が行われるよう留意するとともに、その際に優先する要素（例えば、母子家庭及び父子家庭であること、その他兄弟の入園状況、延長保育や障がい児保育の必要度等）がある場合には、当該要素を選考基準において

明確にしておくことが必要である。

また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

- 5 子どもの生命又は身体の安全を確保するため、耐震、防災、防犯等の体制を整えなければならない。また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 6 自己評価、外部評価等においては子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 7 保護者の苦情等に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、かつ、当該措置を保護者に周知しなければならない。
- 8 認定こども園の設置者は、常に、その設備、運営を向上させるよう努めなければならない。

第8 幼保園以外の一般園の認定の申請

- 1 認定こども園認定申請書に記載する「教育又は保育の目標及び主な内容」とは、具体的には、当該施設が認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念、教育及び保育のねらいや内容の概要とする。
- 2 規則第2条の申請書は様式第1号とし、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 職員配置等に関する書類（参考様式第1号）
 - (2) 職員資格に関する書類（参考様式第2号）
 - (3) 施設設備の状況に関する書類（参考様式第3号）
 - (4) 食事の提供に関する書類
 - (5) 教育及び保育の計画
 - (6) 保育従事者の研修計画
 - (7) 子育て支援事業の実施計画
 - (8) 管理運営等に関する書類（参考様式第4号）
 - (9) 保育料等徴収金に関する規程
 - (10) 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式第5号）（市町村が申請する場合は不要）
 - (11) 申請内容に関して説明又は補足するために必要と認められる書類
- 3 一般園の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等に子どもが在籍している場合には、認定を受けた場合の教育、保育等について、在籍している子どもの保護者に対して説明するために要した書類及びその経過を記録した書類を申請書に添付するものとする。
- 4 認定こども園認定申請書は、認定を希望する日の6月前までに、一般園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に3部（市町村が申請する場合は2部）提出するものとする。

第9 一般園の変更の届出

- 1 規則第4条に定める変更の届出書は様式第2号とし、変更事項が確認できる書類を添付するものとする。
- 2 変更届出書は、変更する日の1月前までに、一般園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に2部提出するものとする。

第10 一般園の認定の辞退の届出

- 1 一般園の設置者は、法第3条の規定により受けた認定を辞退しようとする場合において、その辞退しようとする日の3月前までに、一般園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して認定こども園認定辞退届(参考様式第6号)により知事に届け出るものとする。
- 2 前項の届出をする場合は、当該一般園が所在する市町村長の意見書を添付するものとする。
- 3 第1項の届出をする場合は、事前に当該一般園に在籍している子どもの保護者に対して、当該一般園の認定を辞退することについて十分に説明するものとする。

第11 幼保園の設置の届出及び認可の申請

- 1 規則第3条第1項に定める設置の届出書は様式第3号とし、第8の2に掲げる書類を添付するものとする。
- 2 規則第3条第2項に定める認可の申請書は様式第4号とし、第8の2に掲げる書類を添付するものとする。なお、第8の2(10)に替えて、法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式第7号)を添付するものとする。
- 3 前2項の書類は、事業開始年月日の6月前までに、認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に3部(市町村が行う届出にあつては2部)提出するものとする。

第12 幼保園に関する変更の届出

- 1 規則第3条第3項に定める届出書は様式第5号とし、変更事項が確認できる書類を添付するものとする。
- 2 前項の変更届出書は、変更する日の1月前までに、幼保園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に2部提出するものとする。

第13 幼保園の廃止又は休止の届出及び廃止または休止の認可の申請

- 1 規則第3条第1項に定める廃止又は休止の届出書は様式第6号とする。
- 2 規則第3条第2項に定める廃止又は休止の認可の申請書は様式第7号とし、当該幼保園が所在する市町村長の意見書を添付するものとする。
- 3 前2項の書類は、休止又は廃止の日の3月前までに、幼保園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の手続きをする場合は、事前に当該園に在籍している子どもの保護者に対して、当該幼保園を廃止又は休止することについて十分に説明するものとする。

第 14 幼保園の設置者変更の届出、申請

- 1 省令第 18 条に定める幼保園の設置者の変更の届出書は様式第 8 号とし、第 11 の 1 に掲げる書類を添付するものとする。
- 2 省令第 18 条に定める幼保園の設置者の変更の申請書は様式第 9 号とし、第 11 の 2 に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 前 2 項の書類は、変更予定年月日の 6 月前までに、認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に 3 部（市町村が行う届出にあつては 2 部）提出するものとする。

第 15 園長の選任届出

法第 26 条の規定により準用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 10 条に定める私立幼保園の園長の選任届出及び公立幼保園と一般園における園長選任届出は、様式第 10 号により行うものとする。

第 16 市町村の長の意見聴取

知事は、認定こども園の認定に関することについて、法第 4 条第 1 項の規定による申請のあった施設の所在する市町村の長の意見（参考様式第 8 号）を聞くものとする。

第 17 公私連携幼保園の手続き

- 1 法第 34 条第 1 項に基づき、市町村による公私連携法人の指定を受けた法人が同指定に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、同第 3 項による提出する届出書は様式第 11 号（以下「公私連携設置届」という。）とし、次に掲げる書類を添付し、市町村長が指定する日までに、当該市町村へ提出すること。

公私連携設置届を受け付けた市町村長は、公私連携設置届出書及び添付書類の内容について審査を行い、適当と認めた場合には、設置を予定する 6 月前までに、当該認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に 2 部提出するものとする。

- (1) 公私連携法人が提出するもの

第 8 の 2 に定める書類

- (2) 市町村が提出するもの

公私連携法人として指定した文書の写し（市町村長による原本証明がなされているもの）

- 2 法第 34 条第 6 項に定める廃止又は休止の申請書は様式第 12 号とし、市町村長が指定する日までに、当該市町村へ提出するものとする。

申請書を受け付けた市町村長は、廃止又は休止を予定する 3 月前までに、当該認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に 2 部提出するものとする。

この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し、意見を付すことができる。

- 3 省令第 18 条に定める公私連携幼保連携型認定こども園の設置者の変更の申請書は様式第

13号とし、第1項に掲げる書類を添付して、市町村長が指定する日までに、当該市町村へ提出するものとする。

申請書を受け付けた市町村長は、変更を予定する6月前までに、当該認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所を経由して知事に2部提出するものとする。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し、意見を付すことができる。

第18 報告の徴収

- 1 規則第6条に定める報告書は様式第14号とし、当該年度の認定こども園の状況・事業実施計画について、第8の2に掲げる書類を添付するものとする。

なお、認定こども園の事業開始時又は前年度報告から変更がない書類、及び第9（幼保園にあつては第12）において届出をした書類については、提出は不要とする。

- 2 前項の規定に関わらず、以下に掲げる書類にあつては毎年度提出するものとする。

- (1) 職員配置等に関する書類（参考様式第1号）

- (2) 施設設備の状況に関する書類（参考様式第3号）

- (3) 教育及び保育の計画

- ア 教育保育に関する全体的な計画

- イ クラス編制表

- ウ 保育時間

- エ 年間行事実施計画

- オ 食育に関する年間計画

- (4) 保育従事者の研修計画（園内・園外研修計画）

- (5) 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式第5号）

- (6) 保育料等徴収金に関する規程

- (7) 報告内容に関して説明又は補足するために必要と認められる書類

- 3 幼保園の場合には、前項(5)に替えて、法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式第7号）を添付するものとする。

- 4 報告書は、規則第6条第2項に定める日までに、認定こども園が所在する市町村を所管する保健福祉事務所に提出するものとする。

第19 職員配置に係る特例措置

- 1 条例の附則において、知事が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者は、厚生労働省が定める子育て支援員研修のうち、専門研修で地域保育コースの分類である地域型保育又は一時預かり事業を修了し、子育て支援員研修修了証書の交付を受けた者（以下「子育て支援員」という。）とする。

- 2 幼保条例の附則において、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、子育て支援員とする。

第20 補則

この要綱に定めるもののほか、認定こども園の認定及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成27年福島県規則第65号）による改正前の福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年福島県規則第113号）に定められた様式による申請書及び届出書は、この要綱による改正後の認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱（平成28年こども未来局長通知）において定められた様式による申請書及び届出書とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。